

「第13次鳥獣保護管理事業計画」及び「第3期第二種特定鳥獣管理計画」(素案)に対する県民意見の募集結果と対応

No	項目	意見	対応
1	第13次鳥獣保護管理事業計画 第五 1 (3) 特定猟具使用禁止区域の指定内訳	第16表中指定面積の単位表記がないので追加されたい。	ご意見を踏まえ、単位(ha)を加筆します。
2	第13次鳥獣保護管理事業計画 第五 1 (3) 特定猟具使用禁止区域の指定内訳	富士川特定猟具使用禁止区域(銃)の指定期間に廃止の意味を教えて欲しい。つまり、指定を外すと川での作業、レクリエーションなどの自由行動が猟銃の流れ弾が被弾する恐れがあることから、より安全を求める立場から、維持して欲しい。	廃止とは、当該区域において特定猟具使用に伴う危険の予防などのため、禁止区域として指定した期間が終了することを意味しております。 当該禁止区域は、富士川での船下りを安全に実施することを目的に指定したところです。今回、船下りの事業が終了していることから、期間が終了する令和6年10月末をもって廃止を予定しております。ご要望につきましては、目的や区域をお伺いし、市町村に情報提供するとともに現地調査を行い、県として指定すべきか判断して参ります。